

令和2年6月29日改訂

学校における感染症対策について

埼玉県立大宮高等学校

多数の生徒・教職員が活動する学校では、いわゆる「3つの密」の状態が起りやすい状況にあり、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しなければなりません。生徒が登校して必要な活動をするために、「3つの密」の回避、消毒・清掃・手洗い等の実施などの感染症対策を以下のとおり行います。

【感染症対策について（消毒・清掃など）】

- ・ 多数の生徒が触れる箇所を1日1回以上消毒液で清掃します。
- ・ トイレや手洗い場などには、生徒間に一定の間隔がとれるようテープなどで表示します。
- ・ 教職員はマスクの着用などの感染症対策を徹底し、発熱がある場合などは出勤しません。

【登校時の対応について】

- ・ 7時30分に生徒昇降口を開錠します。公共交通機関の混雑を避けて早めに登校する際は、自分に割り当てられた座席で自習するなどして待機してください。
- ・ 検温を忘れた場合は教室に入らずに、指定された場所（保健室）で検温を実施します。（家庭で必ず検温してください。ご協力お願いします。）
- ・ SHRにおける健康観察を実施します。

【授業の実施について】

- ・ 座席間の距離を確保し、生徒同士が対面とならないよう授業を展開します。人数の多いクラスは、大きな部屋をホームルームとして使用します。
- ・ 対面による長時間のグループ活動など、対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動は実施しません。地域の感染状況及び必要な感染症対策などを考慮し、実施可能となる学習活動を検討します。

【学校における新しい生活様式】

- ・登下校中及び校内では、昼食時間及び指示された場合を除き基本的に常時マスクを着用してください。また、咳エチケットに気を付けるほか、対話する場合も適度に距離を保つか対面を避けるなどの対策をしてください。
※十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症への対応を優先する場合などは、マスクを着用する必要はありません。
- ・個人用のハンカチ又はタオルを必ず持参してください。他の生徒との共用は絶対に避けてください。
- ・ごみ袋等を持参し、使用済みのマスク、割りばし等の飛沫が付着したものについては、袋に密閉したうえ、各自持ち帰ってください。
- ・こまめに手洗いを実施してください。特に登校時、トイレの後、昼食の前後、共用備品を使用した後（清掃後など）は、必ず流水と石鹸を用いて手洗いをしてください。
- ・特に対策が必要となる箇所には、消毒用アルコールを設置します。量に限りがありますので、多くの人を使用することができるよう配慮して使ってください。
- ・教室等に在室中は、常時2方向の窓・出入口を開放するなど、可能な限り換気してください。また、エアコン・ヒーター使用中も適宜換気してください。（**密閉の回避**）
- ・一人一人の身体的な距離を確保し、不必要な身体接触を避けてください。（**密集・密接の回避**）
- ・昼食時間は原則として自分の座席に座り、静かに昼食をとってください。マスクを着用しない状態になりますので、対面を避けるなどの対策に十分留意してください。

【在校中に発熱等が確認された場合の対応】

- ・確認後速やかに、授業等で利用していない部屋（保健室以外）に誘導します。
- ・保護者に連絡し、生徒は帰宅してもらいます。風邪等の症状があつて通学に公共交通機関を利用しているなど、帰宅時の安全が確保できないと判断される場合は、保護者の方の付き添いでの帰宅をお願いすることになります。ご協力をお願いします。
- ・帰宅後は自宅で休養し、健康状態を記録してください。風邪症状が続く場合や感染症が疑われる症状（呼吸困難、強い倦怠感、高熱等）がある場合は、医療機関への受診や関係機関への相談を行ってください。
- ・感染症拡大防止のため出席しない場合は「出席停止」となり、欠席日数や授業の欠課時数にはカウントされません。

【部活動の実施について】

- ・通常登校開始日より、部活動の実施を再開します。
- ・再開当初の部活動の活動時間は、生徒一人あたり週3日程度以内、1日60分程度以内とします。
- ・夏季休業中まで活動時間等を限定し、通常の活動再開に向け段階的に活動を設定します。
- ・活動時のほか、更衣時においても密閉・密集・密接を避けるよう配慮します。
- ・多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や、大声を出す活動は実施しません。
- ・泊を伴う活動は、当面の間、中央競技団体が主催する大会等を除き、原則として実施しません。

令和2年6月19日改訂

家庭における健康管理について

埼玉県立大宮高等学校

ご家庭におきましては、引き続き毎日の健康観察の実施のほか、登校時の留意事項を確認いただき、登下校時を含めた感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するようご協力をお願いします。

【毎日の健康観察について】

- ・ 登校日以外の日も含め、毎日の検温と健康観察を実施してください。発熱時や体調不良時は、必ず自宅で休養し、健康状態を記録してください。
- ・ 睡眠・運動・食事に配慮して規則正しい生活を心掛けてください。また、熱中症対策のための水分補給などにも留意してください。
- ・ 風邪症状が続く場合や感染症が疑われる症状（呼吸困難、強い倦怠感、高熱等）がある場合は、医療機関への受診や関係機関への相談を行ってください。
- ・ 今後の生活・学習などに不安を抱えている場合などは、必要に応じて健康相談・教育相談等を実施しますので、学級担任又は養護教諭に連絡してください。

【登校に関する留意事項】

- ・ 登校前に家庭で必ず検温と健康観察を実施してください。発熱時や風邪症状等がある場合には、登校せずに自宅で休養させてください。同居の家族等にも発熱や風邪症状がある場合も、登校させないようご協力ください。なお、感染症拡大防止のため出席しない場合は「出席停止」となり、欠席日数にはカウントされません。
- ・ 登下校中及び校内では、基本的に常時マスクを着用させてください。また、咳エチケットや手洗い等の感染症対策について、ご家庭でも再度確認してください。
- ・ 学校では多数の人が触れる箇所があるため、消毒・清掃に加えて手洗いの励行に努めます。登校時には必ず個人用のハンカチ又はタオルを持参させてください。またハンカチ・タオル等の共用はしないよう、ご家庭でも確認をお願いします。
- ・ 持病がある場合などでやむを得ず登校できない場合や登校に不安がある場合は、学級担任に連絡してください。

健康観察カード（児童生徒用）

学校名	年		組		番		氏名	
	月	日	朝	夕	朝	夕	朝	夕
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
曜日	月	水	木	金	土	日		
体温	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕
	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
呼吸器症状	せき	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	息苦しさ	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	その他							
倦怠感等の症状(だるさ)	頭痛	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	関節筋肉痛	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	だるさ	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
	その他							
備考								

- ※ 登校前に必ず検温・健康観察を行い、症状がある場合は登校せず、休養してください。
- ※ 症状があり不安な場合は、必要に応じてかかりつけ医又は「帰国者・接触者相談センター」等に電話などで相談してください。
- ※ 家族に体調不良者がいる場合には、備考欄にその旨を記入してください。

令和2年6月19日改訂

生徒・教職員に感染者もしくは濃厚接触者が確認された場合の対応について

埼玉県立大宮高等学校

感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないことを前提とし、感染者が確認された場合に迅速かつ的確に対処するよう関係機関との連携及び学校医等と連携した保健衛生体制を整えています。また、本校では感染者の発生に関わらず、スクールカウンセラーへの連携など、心のケアにも対応する体制を整えています。

【出席停止・出勤停止の措置】

児童生徒の感染が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合には、出席停止措置を取り、その期間については保健所等の助言を踏まえて判断します。また、出席停止の解除についても、保健所等からの助言を踏まえ、健康観察を経たうえで判断します。

教職員の感染が判明した場合は出勤を停止し、生徒の場合と同様に保健所等からの助言を踏まえて出勤再開を判断します。

【感染拡大防止策の実施】

感染者の活動状況などの情報の収集と健康状態の確認を実施し、校内における活動、接触者の多寡、地域の感染拡大の状況、感染経路等を踏まえ、教育委員会において臨時休業の措置を判断します。また、濃厚接触の判断は保健所が行い、濃厚接触者は保健所の指示に従って行動することになります。

なお、感染者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が、検査の結果全員陰性となった場合などに、臨時休業が解除となります。登校再開前には関係機関と連絡し、消毒作業などの対策を実施します。

感染者が判明した場合などは、生徒・保護者ともに来校することが困難なことが予想されますので、全生徒・保護者に向けた連絡は、学校ホームページの「保護者ページ」に掲載します。

【感染症にかかる心のケアの実施】

SNS上における誹謗中傷等の防止に努め、人権侵害につながる事象が発生した際には、必要に応じて関係機関と相談してネットサービス運営会社等への削除依頼などの対応を行います。

また、感染症にかかる不安を抱える生徒等に対し、必要に応じて教員による教育相談やスクールカウンセラーによる相談を実施します。